

工事請負の入札参加者の方々へ

名古屋市

## 工事請負における技術者の適正な配置について

工事請負における技術者の配置につきましては、建設業法等に基づき適切にご対応いただいているところですが、本市発注工事のより適正な履行を確保するため、重ねて法令の遵守をお願いします。

つきましては、下記の留意事項をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、下記の留意事項が守られていないことが契約後に明らかになりますと、本市から監督官庁に通報したり、当該工事の契約を解除する場合があります。

### 記

#### 1. 留意事項

次に示すような重複配置は、建設業法等の違反となります。

- ・営業所の専任技術者が、他の専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者になること。
- ・専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者が、他の工事の技術者になること。  
(ただし、工事の一時中止期間中などには例外があります)
- ・他法令により専任が求められている者（建築士事務所を管理する建築士等）を主任技術者又は監理技術者として配置すること。

#### 2. その他

- ・専任を要する工事とは、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」で、工事一件の請負代金の額が 2,500 万円以上（建築一式工事は 5,000 万円）のものと定められており、発注機関が公的機関だけでなく、民間も含まれることにご留意ください。
- ・請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）に満たない場合でも、工事内容等を勘案し、技術者の専任を求める場合があります。

<お問合せ先> 財政局契約部契約監理課 (052) 972-2326